

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項 新設 ・ 拡充 ・ 延長

（国土交通省）

制 度 名	下水道資源の利活用のための設備等を取得した場合の税制上の特例措置の創設	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>・ 特例措置の内容（支援措置を必要とする制度の概要） 対象設備を適用期間内に取得し、その後 1 年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の 40% の特別償却（中小企業者は、取得価額の 7% の税額控除との選択が可能）を認める。 ※グリーン投資減税の対象設備として要望。</p> <p>・ 特例措置の対象 下水道資源である下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの利活用の促進のため、以下の設備に対して上記の特例措置を講じる。</p> <p>① 下水汚泥燃料利用関係 下水汚泥燃料貯蔵タンク、払出コンベア、集じん処理装置、計量装置、計測制御装置、その他</p> <p>② 下水汚泥バイオガス利用関係 バイオガス精製装置、発電装置、精製ガス導管、精製ガス運搬車両、ボイラー、その他</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （—）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 生物性資源に由来する再生可能エネルギーである下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの利活用のための投資を促進することにより、温室効果ガスの削減とエネルギー供給源の多様化に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ① 温室効果ガスの削減とエネルギー安定供給のための供給源の多様化等のため、再生可能エネルギーの利活用の普及拡大が政府の方針となっている（後掲「政策体系における政策目的の位置付け」）。</p> <p>長期エネルギー需給見通し（経済産業省：平成 21 年 8 月）において、2005 年から 2020 年にかけてバイオマス利用により、約 940 万 t-CO2 の削減目標が掲げられているが、現時点における下水汚泥由来のエネルギー利用は低調である。</p> <p>② 下水汚泥燃料及び下水道バイオガスを利用するための設備の設置に要する初期投資時の財務面での負担などから、民間企業における当該設備の設置は進まない実態がみられる。このため、本税制により、キャッシュ・フローを改善し、その設置のための投資を促進するものである。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政府の新成長戦略（H22. 6. 18 閣議決定）において、2020年に、温室効果ガスを1990年比25%削減することが目標とされ、再生可能エネルギーの普及拡大支援等を講じることとされている。バイオガスについては、エネルギー基本計画（H22. 6. 18 閣議決定）で、下水処理場と連携した利用拡大が位置付けられている。</p> <p>また、国土交通省成長戦略（H22. 5. 17）においても、未利用資源（汚泥消化ガス等）の有効活用促進のために必要な制度を検討することが位置付けられている。</p> <p>&lt;国土交通省政策評価体系図：平成22年度&gt;          政策目標3：地球環境の保全          施策目標8：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する</p>
		政策の達成目標	2020年までに再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める割合を10%とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成26年3月31日までの間
		同上の期間中の達成目標	同上の期間中に、下水道バイオマスリサイクル率を39%とする（平成19年度末：22%）。（社会資本整備重点計画）
	政策目標の達成状況	下水道バイオマスリサイクル率は、平成19年度に22%となっており、現状においては、目標値を達成するに至っていない。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	下水汚泥を処理する終末処理場は全国に約1900設置されており、下水汚泥から作られる燃料・バイオガスの利用先としても工場等幅広く存在し、全国的に利用可能な対象は数多く想定される。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	下水汚泥燃料、下水汚泥バイオガスに係る投資が拡大し、125億円/年程度の投資誘発効果が見込まれる。また、約18.6万t-CO <sub>2</sub> /年の削減に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税 対象設備を適用期間内に取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の40%の特別償却（中小企業者は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能）を認める。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金により、下水道管理者（地方公共団体）が、下水汚泥由来の再生可能エネルギーの外部供給のために行う下水道施設の整備を支援している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の措置は下水道管理者に対する支援であるが、本特例は、民間事業者が、下水道施設から供給される汚泥由来のエネルギーを利活用する際に必要な設備投資に対して支援するものである。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であり、税制上の特例措置によることが相当である。 また、本特例の対象は再生可能エネルギーとして下水道資源を利活用するための設備に限定している。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	-	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	-	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	-	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	-	
<p>これまでの要望経緯</p>			<p>新規</p>

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項 新設・拡充・延長

（国土交通省）

制 度 名	下水道資源の利活用のための設備等を取得した場合の税制上の特例措置の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>・特例措置の内容（支援措置を必要とする制度の概要） 対象設備を適用期間内に取得し、その後 1 年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の 40%の特別償却（中小企業者は、取得価額の 7%の税額控除との選択が可能）を認める。 ※グリーン投資減税の対象設備として要望。</p> <p>・特例措置の対象 下水道資源である下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの利活用の促進のため、以下の設備に対して上記の特例措置を講じる。</p> <p>①下水汚泥燃料利用関係 下水汚泥燃料貯蔵タンク、払出コンベア、集じん処理装置、計量装置、計測制御装置、その他</p> <p>②下水汚泥バイオガス利用関係 バイオガス精製装置、発電装置、精製ガス導管、精製ガス運搬車両、ボイラー、その他</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲415 百万円 （―）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 生物性資源に由来する再生可能エネルギーである下水汚泥燃料及び下水汚泥バイオガスの利活用のための投資を促進することにより、温室効果ガスの削減とエネルギー供給源の多様化に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ①温室効果ガスの削減とエネルギー安定供給のための供給源の多様化等のため、再生可能エネルギーの利活用の普及拡大が政府の方針となっている（後掲「政策体系における政策目的の位置付け」）。</p> <p>長期エネルギー需給見通し（経済産業省：平成 21 年 8 月）において、2005 年から 2020 年にかけてバイオマス利用により、約 940 万 t-CO2 の削減目標が掲げられているが、現時点における下水汚泥由来のエネルギー利用は低調である。</p> <p>②下水汚泥燃料及び下水道バイオガスを利用するための設備の設置に要する初期投資時の財務面での負担などから、民間企業における当該設備の設置は進まない実態がみられる。このため、本税制により、キャッシュ・フローを改善し、その設置のための投資を促進するものである。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政府の新成長戦略（H22. 6. 18 閣議決定）において、2020年に、温室効果ガスを1990年比25%削減することが目標とされ、再生可能エネルギーの普及拡大支援等を講じることとされている。バイオガスについては、エネルギー基本計画（H22. 6. 18 閣議決定）で、下水処理場と連携した利用拡大が位置付けられている。</p> <p>また、国土交通省成長戦略（H22. 5. 17）においても、未利用資源（汚泥消化ガス等）の有効活用促進のために必要な制度を検討することが位置付けられている。</p> <p>&lt;国土交通省政策評価体系図：平成22年度&gt;          政策目標3：地球環境の保全          施策目標8：良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する</p>
		政策の達成目標	2020年までに再生可能エネルギーの国内一次エネルギー供給に占める割合を10%とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成26年3月31日までの間
		同上の期間中の達成目標	同上の期間中に、下水道バイオマスリサイクル率を39%とする（平成19年度末：22%）。（社会資本整備重点計画）
	政策目標の達成状況	下水道バイオマスリサイクル率は、平成19年度に22%となっており、現状においては、目標値を達成するに至っていない。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	下水汚泥を処理する終末処理場は全国に約1900設置されており、下水汚泥から作られる燃料・バイオガスの利用先としても工場等幅広く存在し、全国的に利用可能な対象は数多く想定される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	下水汚泥燃料、下水汚泥バイオガスに係る投資が拡大し、125億円/年程度の投資誘発効果が見込まれる。また、約18.6万t-CO <sub>2</sub> /年の削減に資する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>所得税 対象設備を適用期間内に取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、その取得価額の40%の特別償却（中小企業者は、取得価額の7%の税額控除との選択が可能）を認める。</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金により、下水道管理者（地方公共団体）が、下水汚泥由来の再生可能エネルギーの外部供給のために行う下水道施設の整備を支援している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の措置は下水道管理者に対する支援であるが、本特例は、民間事業者が、下水道施設から供給される汚泥由来のエネルギーを利活用する際に必要な設備投資に対して支援するものである。

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であり、税制上の特例措置によることが相当である。 また、本特例の対象は再生可能エネルギーとして下水道資源を利活用するための設備に限定している。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	-
		<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	-
		<p>前回要望時の達成目標</p>	-
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	-
	<p>これまでの要望経緯</p>		<p>新規</p>